

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

伊 方 町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧伊方町地域

(1) 現況

愛媛県の西部、佐田岬半島の頸部に位置し、東は八幡浜市、西は瀬戸地域に接し、南は宇和海、北は瀬戸内海に面している。また、面積は 28.62km² で人口は町全体の約 50%である。

瀬戸内海側は高さ 20m前後の崖の多い断層海岸で、宇和海側は伊方湾や女子岬の半島など屈曲の多い海岸となっている。また、地域の大部分は 30 度前後の急傾斜地で、平地は小河川の堆積地と明治以降の埋立地のみで構成されており、集落は、山麓の僅かな低地に点在している。また、果樹栽培が盛んで温州ミカン、清見タンゴール、デコポンを主力品種として営農している。なお、これまで施設栽培を行っている地域もあったが、後継者不足・燃油の高騰等の影響等により減少へ推移している。

このような中、担い手の確保及び農地の集積が急務となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業を推進するとともに、同項第 1 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧瀬戸町地域

(1) 現況

愛媛県の西部、佐田岬半島の中央部に位置し、伊方地域と三崎地域に挟まれている。また、面積は 32.09km² で、平地に乏しく人口は町全体の約 20%である。

また、日本有数の強風地域であることを利用し、早くから風車を設置しこれまでに、佐田岬半島の景観のシンボルとなっている。

さらに、急峻な地形を活用し、農地を石積で築き防風林で強風から守り、温州ミカン、清見タンゴール、デコポン等を有力品種として栽培している。

しかしながら、過疎化による少子高齢化により担い手不足となり耕作放棄の増加による鳥獣被害が深刻となっている。また、これまで整備した施設の維持管理

についても厳しい状況となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧三崎町地域

(1) 現況

愛媛県の最西端、佐田岬半島の先端部に位置し、東は瀬戸地域に接しているほかは、三方を海に囲まれている。面積は、33.63km²で、平地は乏しく人口は本町全体の30%程度である。

三崎地域の位置的特性は産業にも影響しており、清見タンゴール等の高級柑橘類の地域ブランド化に成功しているほか、豊富な海洋資源とそれを育む自然環境により地域ブランド化を図り、本町ツーリズムの中核を担っている。

また、佐田岬半島先端部は瀬戸内海国立公園に指定されており、豊予海峡、宇和海、瀬戸内海を一望でき、景勝地として認知度が高い地域となっている。

担い手不足は否めないが、一部の地区では少しずつではあるが担い手を確保できている。しかしながら、加速する高齢化に対応するには、今後さらなる担い手の確保が最重要課題である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧伊方町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
②	旧瀬戸町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業
③	旧三崎町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業にかかる対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

(別紙)

法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業について、次のとおり定める。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域：(伊方町全域)

(イ) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第44条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む)：(伊方町全域)

(ウ) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域：(伊方町全域)

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上。勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 緩傾斜農用地については、田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満。

(a) 急傾斜農用地と連担している場合。

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担(急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の緩傾斜農用地に限る。)している場合。

(b) 一団の農用地に急傾斜団地と緩傾斜畑団地が混在する場合。一団の農用地に急傾斜団地と緩傾斜畑団地が混在し、集落協定を結ぶ上で必要な場合。

(2) 集落協定の共通事項

協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、伊方町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定められた者と地域の実情に合わせて町長が認定する者とする

愛媛県 西宇和郡
伊方町全図



令和5年度から3号事業(環境保全型農業直接支払)を追加

凡 例	
	1号事業(多面的機能支払)
	2号事業(中山間地域等直接支払等)
	3号事業(環境保全型農業直接支払)
	4号事業(その他事業)
	重点区域

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平 18内農 第 128号)